本件自動車専用道路区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において検討が行われており、留萌幌糠インターチェンジから留萌大和田インターチェンジまでの区間においては、中間案（申請案）、国道沿い案及び山側案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、移転対象物件数は中位であるものの、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いうえ、土工バランスに優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。また、留萌大和田インターチェンジから留萌インターチェンジ（仮称）までの区間においては、中間案（申請案）、市街地案及び山側案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、移転対象物件数が最も少ないこと、土工バランスに優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件一般道路事業について、留萌市東雲町一丁目地内から同市大字留萌村字川上地内までの区間は、平成24年11月27日に都市計画決定された都市計画と、自転車歩行者道の幅員を除き基本的内容について整合しており、また、他の区間についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件地域と札幌市をはじめとする諸都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、留萌市長を会長とする北海道留萌地域総合開発期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道留萌市役所

○国土交通省告示第四百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道57号改築工事（中九州横断道路「大野竹田道路」・大分県豊後大野市朝地町板井迫字蔵元地内から竹田市大字会々字平地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　大分県豊後大野市朝地町板井迫字蔵元及び字石田、下野字狐迫及び字小手川、上尾塚字中江、字広瀬、字萱久保、字日向、字平田、字丸山、字野中、字庫田、字赤嶽、字芥、字鏡田、字萱原、字小西及び字坪池並びに坪泉字尾久保地内

大分県竹田市大字挾田字日久、字桜ノ木、字三本松、字柴栗及び字運田、大字三宅字東ノ平、字不納戸、字竹脇及び字梅木並びに大字会々字千引及び字平地内

２　使用の部分　大分県豊後大野市朝地町板井迫字石田、下野字小手川及び上尾塚字中江地内

大分県竹田市大字挾田字笹無田及び字運田、大字三宅字不納戸、字竹脇及び字梅木並びに大字会々字千引及び字平地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県豊後大野市大野町田中字横枕地内の大野インターチェンジから竹田市大字会々字平地内の竹田インターチェンジ（仮称）までの延長12.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道57号改築工事（中九州横断道路「大野竹田道路」）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道57号（以下「本路線」という。）は、大分市を起点とし、豊後大野市、竹田市、熊本市、諫早市等を経由して長崎市に至る延長約313kmの主要幹線道路であり、本件事業は大分市と熊本市とを結ぶ延長約120kmの自動車専用道路として計画された一般国道57号（中九州横断道路）の一区間である。

本路線が通過する豊後大野市及び竹田市（以下「本件地域」という。）は、農畜産業が盛んな地域であり、カボス、肉用牛等の農畜産品が大分市等へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである一般国道57号（中九州横断道路）の他の区間と連絡し、線形等の良好な道路が整備され、現道の機能を補完・代替することから、物流の効率化等に寄与するとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成18年８月に、大気質、騒音等について環境影響評